

令和3年第2回浦幌町議会定例会（第2号）

令和3年6月8日（火曜日）

開議 午前10時00分

散会 午前11時53分

○議事日程

日程第 1 議会運営委員長報告

日程第 2 一般質問

3番 高橋 匠 議員

*未来の浦幌町を考えた公共施設の統廃合計画

4番 伊藤 光一 議員

*学校教育における保護者の役割、及び負担軽減

6番 安藤 忠司 議員

*行財政健全化計画の作成

1番 沼尾 昌也 議員

*携帯電話の電波が届かない地域の解消

日程第 3 議案第54号 工事請負契約の締結について

（東山町団地既設改良住宅除却工事）

日程第 4 議案第55号 財産の取得について

（トラクター）

日程第 5 議案第56号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算

○出席議員（11名）

1番	沼尾 昌也	2番	栗山 博文
3番	高橋 匠	4番	伊藤 光一
5番	澤口 敏晴	6番	安藤 忠司
7番	福原 仁子	8番	河内 富喜
9番	阿部 優	10番	森 秀幸
11番	田村 寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長 水澤 一 廣

副 町 長 山 本 輝 男

町 部 局

総 務 課 長 獅 子 原 将 文
まちづくり政策課長 岡 崎 史 彦
町 民 課 長 佐 藤 亘
こども子育て支援課長 正 保 操
保健福祉課長 廣 富 直 樹
産 業 課 長 小 川 博 也
施 設 課 長 早 瀬 実
会 計 管 理 者 山 本 浩 宣
診 療 所 事 務 長 鈴 木 広

教育委員会

教 育 長 水 野 豊 昭
教 育 次 長 熊 谷 晴 裕

農業委員会

会 長 小 川 博 幸
事 務 局 長 坂 下 利 行

監 査 委 員

代 表 監 査 委 員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀
議 事 係 長 川 上 信 義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第2回浦幌町議会定例会、本日8日の運営について、6月2日午前、正副議長出席の下、理事者の出席を求め、今期定例会に追加提出された議案の説明を受け、日程及び運営について協議を行いました。

本日の議事は、一般質問、追加提出された一般議案第54号及び第55号の2件、令和3年度一般会計補正予算、第56号の1件であります。

一般質問は、通告順に3番、高橋匠議員、4番、伊藤光一議員、6番、安藤忠司議員、1番、沼尾昌也議員の4名より4項目の通告がなされております。発言は、通告順に指名されるよう議長に申し入れております。質問者は、通告内容に沿って分かりやすい質問を心がけていただきますようお願い申し上げます。

以上で議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○田村議長 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって通告した要旨の範囲内といたします。また、一般質問は、会議規則第61条第5項及び6項の規定により、一問一答方式で行い、質問時間については答弁を含め1人45分以内といたします。なお、制限時間3分前では予鈴を1回、終了では終了鈴を2回鳴らしますので、議員並びに理事者、説明員の皆さんには分かりやすい質問、答弁となるようご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

それでは、通告順に発言を許します。

初めに、3番、高橋匠議員の質問を許します。

○高橋議員 通告に従いまして、一般質問いたします。

質問に先立って、最近私花粉症でせき込むことが多くてお聞き苦しいことがあるかと思っておりますけれども、ご容赦いただければと思います。

では、一般質問させていただきます。

未来の浦幌町を考えた公共施設の統廃合計画についてです。平成28年12月に策定された浦幌町公共施設等総合管理計画において、浦幌町は町民1人当たり公共施設面積は約25平米であり、全道値の約3.8倍、全国値の約6.7倍であることが示されています。

浦幌町が保有する公共施設のうち最も延べ床面積が大きい住宅施設については、整備や統廃合が進んでいると考えていますが、次いで大きい運動・観光施設と町民の生活に密接に関係する町民文化施設について検討が必要であると考えています。

第4期まちづくり計画においても、経常収支比率が令和元年度の現状値で89.7%と、財政の硬直化の目安と言われる90%に限りなく近い値となっています。また、GIGAスクール構想によるデジタル端末の更新費用等、今までなかった、もしくは少額であった固定費が増大していることや、今後も人口減少やコロナ禍による大規模な緊急財政出動の影響による地方交付税の減少は避けて通れない課題であり、残念ながら将来にわたって現状の施設を全て維持するのは難しいのではないかと認識しています。

もちろんうらほろスタイル推進事業や十勝うらほろ地域創生事業等に代表される、未来を創る取組を通して、人口や税収を増やすことにつながる政策を行っていることは承知していますが、想定される財政状況に合わせて、政策や公共施設、行政サービスの取捨選択をしていかざるを得ないのではないかと考えています。その中で公共施設の統廃合と維持管理コストを減らす取組も重要だと考えています。そこで、以下の点について伺います。

1、指定管理委託料等により固定費が高額になりがちな運動・観光施設や会館等町民の生活に密接に関係する町民文化施設の統廃合は、利用者である町民の生活に大きな影響を与えるものであり、町民が公共施設の統廃合に意識がない場合、急な統廃合計画は大きなハレーションを生むものと考えています。そうならないためにも、町民全体でこの問題を認識し、考えていく必要があるのではないかと考えています。そこで、現在の財政状況や今後の見通し、施設の利用状況や更新を含めた年間の維持管理コスト等について、町民と情報共有を行っているのでしょうか。

2、必ずしも費用対効果だけで判断すべきとは考えていませんが、指定管理料等多額の維持管理費が必要な施設に関して、浦幌町の財政状況、利用率、維持管理コストなどの指標から、統廃合すべき基準や優先順位等の計画はあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 高橋議員のご質問にお答えします。

本町が保有する公共施設につきましては、時代の変化に対応した持続可能な行政サービスを提供するために、平成29年度から令和18年度までの20年間の計画期間とする浦幌町公共施設等総合管理計画を平成28年12月に策定し、公共施設の現状と課題を把握するとともに、施設保有量の最適化など、これからの公共施設全般の基本方針を定めたところであり、計画策定時点の保有する施設の用途別床面積構成比は、住宅施設が32.1%と最も高く、次

いで運動・観光施設の13.0%、学校教育施設の11.8%、町民文化施設の9.0%の順となっております。

また、第4期まちづくり計画の前期5か年の実施計画の策定においては、主な施設の修繕や改修に係る費用をあらかじめ見込み、目的基金である公共施設整備基金の繰入れなどを行いながら計画的に実施することとしているところであります。

1点目の施設の利用状況や年間の維持管理コスト等について町民と情報共有を行っているかについてですが、財政状況につきましては予算の概要、執行状況、決算の状況について町広報紙等により公表しており、財政の見通しにつきましても第4期まちづくり計画の前期5か年の実施計画における普通会計財政計画を作成し、公表しているところであります。

そのほか、指定管理者による管理を行っている施設については、利用者や識見者等による指定管理者選定委員会や指定管理者評価委員会において、利用者数や管理費用等を資料として提出しておりますが、今後公共施設全般において町民に対して維持管理等に関する情報の提供について検討してまいります。

2点目の多額な維持管理経費が必要な施設に関して、統廃合すべき基準や優先順位等の計画があるかについてですが、現在統廃合に関しての基準や計画は作成しておりません。

公共施設の保有に関しては、浦幌町公共施設等総合管理計画において、施設保有量を最適化するため、施設の統合や廃止の推進と既存施設の有効活用、総量面積の削減目標を掲げており、第4期まちづくり計画においても、基本施策に計画的な公共施設等の整備を掲げ、公共建築物の削減率や施設管理経費の削減率を成果指標に設定しているところであります。

公共施設の統廃合につきましては、財政的な視点からも必要であり、浦幌町公共施設等総合管理計画にのっとり進めてまいります。単に利用状況や管理費用だけで判断できるものではないことから、一律的な基準や優先順位等の画一的な判断ではなく、町民ニーズのほか、個々の施設の設置に至った経緯や施設の現状なども含め、費用対効果を考慮しながら総合的に判断してまいりたいと考えているところであります。

以上、高橋議員の答弁といたします。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 では、まず経常収支比率の見通しについて伺いたいと思います。経常収支比率、今90%ぎりぎりというところではありますが、今後経常収支比率どのような推移をするというふうに考えられていますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、経常収支比率につきましてはまちづくり計画のほうにも掲載してございますが、一応どうなるかという部分はなかなか難しい部分もございますが、町としましては90%、この程度を維持する状況を続けたいと考えてい

るところでございます。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 決していい悪いという議論をしたいわけではないのですが、恐らく今後税収が爆発的に増えるですとか、固定費が急激に減るといことはなかなか難しいのかなと思っております。そういった状況の中で、やはり大切なのは人口が減っていく中で今の施設、インフラ、全て今現状どおり維持するというのは私は難しいのではないかと考えているのですけれども、それが維持できなくなってきたときに、何をどう減らしていくかというところを、やはり町民の方と合意を取りながら進めていくというのが最も大事なことでないかなと考えております。

先ほどご答弁の中で財政状況等はもちろん広報で伝えていってというお話がありましたが、恐らく多くの方はなかなか自分事としてというか、財政状況だけを見て、もしかするとあの施設がなくなるかもしれないというのは結びつきづらいのではないのかなと思います。

そこで、なかなか繊細な問題ではありますので、急に何かというのは十分に検討の余地があるのだとは考えてはいますが、例えば人口がこのぐらいになると、全体的にこのぐらいは減らさなければいけないかもしれないというような、そういう認識を持っていただくというのは必要なことではないかと考えているのですが、その辺りいかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

認識を持っていただくという部分では、町長から答弁もありましたけれども、町民の方に情報提供というのは必要に感じております。現時点では、具体的な案は持っておりませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針の中でも公共施設は地域住民の生活に密着に関わることから、地域住民と行政が情報を共有し、地域住民理解の下で対策を実施していく必要があると記されてございますので、その方針の下でどのような方法がいいかというのは検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○田村議長 これで高橋匠議員の一般質問を終わります。

次に、4番、伊藤光一議員の質問を許します。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 通告に従い、一般質問させていただきます。

学校教育における保護者の役割、及び負担軽減についてです。子どもの健全な発達のためには、学校はもちろん、保護者の役割も重要であると考えていますが、本町に住み、子育てを行ってよかったと感じてもらえるような町を目指すためには、子どもの教育の充実だけではなく、その保護者への配慮や負担軽減も必要であると感じているところでありま

す。そこで、以下の点につき、町及び教育委員会の考えを伺います。

1、本町には、学校ごとに教師と保護者間で組織されるPTAが存在します。PTAは、学校と保護者との橋渡しとして、子どものために学校行事の支援や独自の事業を行っており、特に小学校スケートリンクの造成は夜中の3時、4時までグラウンドへの水まき作業に従事しており、非常に頭が下がる思いであります。学校運営において、PTAという団体は必要不可欠であると考えますが、PTAの役割について、どのように認識されているでしょうか。また、PTA活動に対する支援は行われているのでしょうか。

2、本町においては、子どもの教育に熱心な町として、教育委員会をはじめ、複数の教育に関わる団体等が様々な教育に係るイベントを行っており、そのイベントごとに子どもの保護者に対し参加を呼びかけています。しかしながら、今は昔と違い、共働きの家庭が多く、また核家族化により祖父母の協力が難しい中で、当該イベントに参加することが難しい家庭も増えてきているのは否定できません。今回のコロナ禍の状況の中、様々なイベントが中止またはオンライン開催となり、各種イベントへの参加要請もなく、保護者の間においてはとても楽で助かったという声も聞こえているところであり、今回をきっかけに一度イベントの必要性の有無を整理し、例えば今まで各団体によりそれぞれ行われていたイベントを各種団体との共催により1日で終了したり、今後もオンラインによる参加を可能にするなど、なるべく保護者に負担のないようなイベント開催を行ってみてはどうかと考えますが、その点どのように考えますか。

3、教育関係の情報発信は重要な課題であると考えられますが、本町における小学校、中学校においてはホームページも存在せず、例えば年間行事予定等をインターネットにおいて確認することができず、子どもに配布するプリント及び行政区において配布される回覧板しか学校に関する情報授受の方法がありません。また、教育委員会におけるインターネットによる情報発信においても、例えば平成31年度の各小中学校行事予定表が掲載されている等、情報更新がなされていない部分が散見されます。このICT社会の中、インターネットによる情報発信や情報提供は重要であり、各学校のホームページの作成や情報更新改善が必要であると考えますが、その点どのように考えますか。

4、憲法第26条第2項においては、「義務教育は、これを無償とする」と定められているにもかかわらず、現在無償となる対象は授業料及び教科書のみであり、制服や副教材、PTA会費等は保護者が負担しなければならず、完全無償化にはほど遠い状態であります。確かに最高裁判例によれば、同条項の無償とは授業料不徴取の意味と解するのが相当であるとし、その他授業で使用する教材はこれに含まれないとされております。しかしながら、憲法における子どもに教育を受ける権利を保障する立法趣旨を鑑みると、義務教育に係る一切の費用を無償とすべきであるという説も少なからずあり、憲法の条文を素直に読めば義務教育に係る全ての費用を無償とするのが本来の読み方であるものの、戦後当初の財政事情から、法令では授業料不徴取の規定にとどめたと考えられるという文献も存在するところであります。一方で、本町においては就学援助制度が存在しますが、当該制度は経済

的に困窮している者を対象としており、範囲が限定され、全ての保護者に対するものではなく、保護者の負担軽減にはつながっておりません。義務教育費完全無償化は、全国の自治体においてもわずか2例しか確認できておらず、珍しい試みではありますが、本町は子どもの教育に力を入れている教育最先端地域として内外に認知されているところであり、だからこそ本町で教育を受けさせたいという家庭の本町への移住を促進させるためにも、この完全義務教育無償化をぜひ本町が北海道において最初に取り入れたいと考えますが、その点どのようにお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

教育長。

○水野教育長 伊藤議員のご質問にお答えします。

1点目のPTAの役割についての認識であります。現在本町には保護者と教職員で組織する浦幌小学校父母と先生の会、浦幌中学校PTA、上浦幌学園PTAの3単位PTA団体と、これら単位PTA団体をもって組織される浦幌町PTA連合会があります。

単位PTA大体では、学校及び家庭における教育の理解と振興、児童生徒の校外での生活の指導、そして地域における教育環境の改善などのための諸活動を行っております。PTA連合会では、単位PTA団体の親睦と連絡連携による町内教育の振興のための活動を行っております。

これらの活動は、浦幌町教育振興基本計画で基本目標としている地域全体での協働や小中一貫教育の推進など、地域総ぐるみで子どもたちに生きる力を育み、持続可能な地域社会の創生を目指す上で非常に大きな役割を担っていると考えております。

また、PTA活動に対する支援については、浦幌町PTA連合会に対し、活動奨励事業として補助金を毎年度交付しており、町内教育の全体的振興強化のために活用いただいております。

2点目の保護者に負担のないようなイベントの開催についてですが、教育に関わる団体のイベントについては、それぞれの団体がそれぞれの開催目的により実施内容及び開催時期の検討を行っているものであり、教育委員会が各団体のイベントに対し指導する立場にないことから、各団体の共催等を働きかける考えはありません。

なお、教育委員会が保護者に参加を呼びかけているイベントとしましては、浦幌町教育の日実践交流会がありますが、昨年に引き続きオンラインの活用も含め、保護者の負担軽減を図りつつ、効果的に開催することができるよう検討を進めていきたいと考えております。

3点目の教育関係の情報発信についてですが、インターネット等を活用し、保護者や町民の方々へ情報発信することは非常に有効な手段の一つであり、とても重要なものと認識しております。

このたび町ホームページの更新が遅れていたことにつきまして改めて確認させていただいたところ、ご指摘のありましたとおり、幾つか更新されていないページが存在しました。

また、更新情報のお知らせ表示とページ更新がリンクされていない箇所や、新型コロナウイルス対応で未実施となったことによりデータの掲載されていない旨のお知らせなど、町民の皆様へ最新の情報をお届けしていなかったことを反省し、おわびいたします。

現在は、最新情報への更新とリンク不具合等の改善を行い、今後につきましても職員間で細かくチェックをするなど、情報発信に遅延がないよう努めてまいります。

各学校におけるホームページの開設につきましては、直接各学校から情報が発信されるという点において、とても利便性のある手段と考えております。

しかし、各学校においてホームページを開設することは、教職員が日々更新作業を行うことや家庭におけるインターネットの閲覧環境によって現行のプリント配布も同時に進行していかなければならないこともあることから、教職員の業務量やホームページの運営管理方法など、学校側の状況や要望を精査する必要があると考えます。

いずれにしましても、学校におけるICT環境の整備と活用は、今後も確実に進めていかなければならないものと捉えておりますので、各学校と十分協議した上でホームページの開設の必要性や有効性について検討していきます。

4点目の義務教育費完全無償化についてですが、現在浦幌町内の小中学校においては、ご質問にありましたとおり授業料や教科書以外の副教材費及びPTA会費など、保護者にご負担いただいているところであります。

子どもの教育環境や子育て世帯への支援等の政策につきましては、医療費や学校給食費の補助などこれまでも積極的に取り入れており、今後も継続的に子育て環境の充実に取り組んでいかなければならないものと考えております。

義務教育費完全無償化の実施につきましては、義務教育に係る全ての経費を町が負担するという考えはありませんが、今後ICT化が進む中で副教材の在り方にも変化が予想されることから、時代に応じた柔軟な対応に努め、保護者の過度な負担とならないよう指導してまいります。

以上、伊藤議員の答弁といたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 何点かご質問させていただきます。

1点目についてですが、PTAについて、地域総ぐるみで子どもたちに生きる力を育み、持続可能な地域社会の創生を目指す上で非常に大きな役割を担っていると考えておりますと答弁いただきました。それはそれで結構なことだと思いますが、1点だけ申し上げると、PTAに少し甘え過ぎていませんかという感じがします。例えば、間違っていたらすみません。小中学校の卒業証書ファイル、これPTAからの寄贈になっていますよね。いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問ですが、すみません、聞き取れなかったもので、もう一

度お願いいたします。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 卒業証書を入れるファイル、これはPTAからの寄贈と認識しているのですが、これは間違っていますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問ですが、確かに卒業証書を入れるファイルにつきましては、PTAからの寄贈になっております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 もし学校に十分な予算配置をすれば、その分ファイルに関しても特にPTAからの寄贈が必要ではなくなる。そうすると、PTA会費の減額という理屈にもなるわけです。

あと、スケートリンクにつきましても、私も経験したことがあるのですが、PTAから選出されたリンク造成委員会という委員会でリンク造るわけですが、夜中の2時、3時までリンク造りをやるということで、ボランティアにしたら結構負担が大きいのかなと私は考えています。

あと、さらに言うと、私PTA役員を四、五年前にやっていたのですが、運動会の花火を誰が打ち上げるかということについて議論になったことがありました。花火打ち上げには一定の資格が必要で、事前に講習を受けなければならない。PTA役員の保護者が担当されていたのですが、でも当然ながら花火を打ち上げた保護者は、花火を打ち上げた後に観覧席を確保しなければならない。皆さんよりも一歩遅れて席を確保しなければならないという状況に陥るわけです。

何が言いたいかということ、子どものためにと言われてしまうと、保護者や教職員の方はなかなかそれにノーということは言いづらいわけです。確かに町として教育委員会としてできることは限られてくるかと思いますが、様々な教育活動をする中で子どもはもちろんですが、教職員や保護者への配慮というのも今後考慮していく必要があるのかなと私は考えますが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、PTAにつきましては、保護者と教員が子どもの健全な育成を願い活動しまして、学校に通う子どもを通して組織される団体として学校の教育活動の在り方や、そして運営の在り方などについて情報を共有して共通理解の下、保護者と教員がパートナーとなり、学校教育活動を行っているものと考えております。

そこで、ただいま卒業証書のファイル、それからリンク造り、運動会の打ち上げ花火というようなご質問でありましたが、やはり学校行事を運営していく上では、学校教員と、

それから保護者とが密接につながり、協働していきながら子どもたちの学ぶ環境をつくっていくのが重要だと捉えておりますので、PTAの活動に関しましては教育委員会としては敬意を表するところでございますが、今後も学校、教員、そして保護者が共に協働しながら浦幌町の子どもたちを地域総ぐるみで育てるといような考え方に立って活動を進めていただきたいと考えているところです。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 次、2点目に移ります。

保護者に負担のないようなイベントの開催についてですが、教育委員会が各団体のイベントに対し指導する立場にはないことから、各団体の共催等を働きかける考えはありませんとご答弁いただきました。指導する立場ではないということは理解いたします。ただ、指導する立場ではないから共催を働きかける考えはないというのは、理論的ではないのかな。別に指導する立場ではなくても、各団体と日程等を調整してイベントを開催することは可能なのではと私は考えるのですが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまの質問にお答えします。

先ほどの教育長の答弁の繰り返しにはなりますが、まずそれぞれのイベントにつきましては主催者が開催の必要性ですとか開催の目的、そしてそのイベントに合った開催の時期、そういうような様々な実施内容を検討しながら、イベントの開催を行っていると思います。ですので、各団体が主催をしているイベントにつきましては、各団体の主体的な考え方、その考え方によって開催していくのが最善でないかなと考えております。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 それは分かるのですが、各団体と協議をして、共催という形でイベントを行うことは可能ではないのですかと私はお聞きしているのですが、いかがですか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 教育委員会としては、各団体に積極的に働きかける考えは今のところございません。ただし、他の団体からそういうようなご相談があった場合には、協議、検討をしていこうかと思っております。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 次、3点目、情報発信についてであります。

情報発信の更新の遅延については、今後改善していただければ結構です。

学校のホームページの作成についてですが、確かに答弁にありましたとおり、教職員の方々の負担もあるでしょうから、負担のない範囲でご検討いただければと思います。

ただ、1点申し上げたいのですが、学校の年間行事くらいは浦幌町のホームページで開

示してもらえないでしょうか。今回緊急事態宣言の中で運動会なりの日程が変更になったということになっていますが、それに関しても浦幌町のホームページを見る限り、変更されたという情報が、私の情報検索不足かもしれないのですけれども、見えてこなかった。なので、学校側がホームページを作るにしろ作らないにしろ、浦幌町のホームページで学校行事、またイベントの変更等はお知らせしていただけないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

学校行事につきましては、町のホームページで各学校ごとのご案内はしております。詳細なものというようなものではないのですが、学校行事の案内はさせていただいております。

今伊藤議員の質問にあったように、例えば各種イベントの変更、これにつきましては保護者については各学校からの通知によりまして、保護者は変更は分かるかもしれませんが、今伊藤委員のおっしゃられたように地域の方々につきましては変更というものはなかなか情報収集は難しいものがあるかなと思いますので、その辺のところにつきましては教育委員会として協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 すみません。ちょっと聞きづらいのですが、検討いただけるということでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 学校行事の変更等につきましては、教育委員会として協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 あと関連して、今学校でマチコミという情報発信サービスを使っているかと思うのですが、その点について概略教えていただけますか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいま学校と、それから保護者をつなぐツールとしてマチコミというものが使われています。それは、情報をスマートフォン等により保護者に流すような内容になっておりますが、正直マチコミのほうについては教育委員会では携わっておりませんので、詳しい話は大変申し訳ありませんが、私からはできません。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私は、とてもすばらしいと思います。これからもICT化によって次々と新しいシステムなりが開発されていくと思います。今後もこのような便利なサービスを使って活用いただければなと私は考えています。

次、4点目に移ります。子どもの教育環境や子育て世帯への支援等の政策について、今後も継続的に子育て環境の充実に取り組んでいかなければならないと答弁いただいたにもかかわらず、義務教育に係る全ての経費を町が負担するという考えはないという答弁でしたが、その理由というのは何でしょうか。

○田村議長 答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長 ただいまのご質問にお答えします。

今現在教育環境の包括支援ということで、給食費の無償化というものを実施しております。現在その無償化の実施において、町としては現在のところ最大限の教育支援をしているということの認識をしておりますので、今のところそれを拡大するというような考えはないというところでございます。

以上です。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 この完全義務教育費無償化について、本町で実現することにより町の人口減少対策につながるのではないかなと考えておりますが、町としてはそのような効果はないとお考えなのですか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 伊藤議員の義務教育の無償化については、町としてどういう考えかということですので、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

浦幌町としては、今まで子育て世代への支援政策としては給食費、医療費とか、いろんな面で積極的に取り組んできました。これは、伊藤議員もご承知のとおりであります。ただ、議員ご指摘のように、義務教育に関わる完全無償化につきましては、今まで行っていないというのが実態でありますし、国全体がそういう状況にないということは今議員ご指摘のとおりであります。

本来、義務教育の無償化、これについては義務教育の公平性からいっても国が本来は取り組むべき課題であろうと私は思っているところであります。地方自治体がこの教育費を完全に無償化するということには財政的にも大変厳しいものでありますし、また限界が当然あるだろうと思います。

浦幌町としては、義務教育費の完全無償化にはなかなか踏み切れないものがありますが、その補完的な意味合いにおいて、どこまで財政的に支援できるかということも常に考えながら行っていきたいと思っているところであります。この完全無償化につきましては国策として当然考えていくべき課題だろうと認識をしているところであります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 私は、町長との考えは違って、これは私は地方自治体においてなすべき問題ではないのかなと思います。というのは、これから自治体の格差というのは大きくなり、住民から選ばれる自治体、選ばれない自治体というのが絶対出てくると思います。選ばなければ、住んでいた住民も他の市町村に転出するでしょうし、転入する人も少なくなる。衰退していくのかなと私は考えているわけです。ぜひ、町の未来のためにも、この4点目については再度検討いただきたいという旨お伝えして、一般質問を終わります。

○田村議長 これで伊藤光一議員の一般質問を終わります。

次に、6番、安藤忠司議員の質問を許します。

6番、安藤議員。

○安藤議員 通告に従い、一般質問を行います。

行財政健全化計画の作成について。浦幌町第4期まちづくり計画がスタートとなりました。第4期まちづくり計画審査特別委員会の際に、私をはじめ各委員からも財政に関する質問が出されていました。

5月21日付の例月出納検査報告書の中の基金集計表の全基金残高が30億3,700万円となっており、平成30年頃より約10億円減っております。

また、第4期まちづくり計画の基金残額について、中間値の令和7年度では備荒資金を除き22億5,300万円となっており、このままいくと令和12年の最終年には基金が底をついてしまうのではないかと懸念されます。

町長は、財政的に厳しい状況であるとか、財政計画をしっかりと立てながら、町民の皆さんに心配させることなく進めていく必要があると答弁されているが、現実的に基金が減っていることと、このままでいくと第4期まちづくり計画の途中で基金が底をつくのではないかと危惧されます。

以上により、行財政健全化計画の作成を早急に進めるため、また第4期まちづくり計画の達成のため作成する考えはないか伺います。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 安藤議員のご質問にお答えします。

行財政健全化計画の作成についてであります。ご質問の中で5月21日付の例月出納検査報告書の基金集計表の基金残高が30億3,700万円となっているとのことですが、基金条例に繰替え運用の規定を定めている場合は、一般会計等において資金が一時的に不足する際、基金に属する現金を一時流用することが可能であります。

本町においても資金が不足する場合、基金から歳計現金に振り替えて使用しており、例月出納検査の基金集計表にも記載のとおり、4月末現在、財政調整基金から約7億1,500万円を歳計現金に振り替えて運用しているところであり、5月には積み戻しをしていることから、全会計の基金については実質的には約37億5,200万円保有しているものであります。

また、出納整理期間中である5月に財政調整基金及びふるさとづくり基金の積立てを行っており、令和2年度末の全会計の基金残高は約39億2,400万円、令和元年度と比較して約1,800万円の増額となっております。

第4期まちづくり計画における効果的、効率的な財政運営の推進の成果指標では、中間値の令和7年度末では備荒資金を除き普通会計基金残高22億5,300万円としていますが、これは公共施設整備基金の繰入れを行うことが原因であります。この公共施設整備基金は、現存する施設の改修などに対しては、活用できる補助金や地方債がないことから、これらに充当するため積み立てた基金であり、目的に沿った中で計画的に繰入れを行うものであります。

本町は、ご存じのとおり大変財政が厳しい時代があり、そのときから財政健全化という旗印を基に行財政改革を進めてきたところであります。この考えは今も同様であり、計画の作成はいたしません。常に財政健全化を念頭に置きながら、引き続き効果的、効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、安藤議員の答弁といたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 分かりました。

ただ、実質的に7億円程度足りないのではないかと、一般会計のほうに繰入れしているということなので、本当は一時借入れだとか、そういうふうにしてやる場合は利息だとかつきますので、基金から手当てしているものと思われ。この辺で常時支払い困難になったときには、このように一般会計のほうに基金を繰入れ、振替といいますか、そういうことをやっているのかなと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、大きな事業を行った場合には主に地方債により財源を賄っております。この地方債は、一部のものを除いて出納整理期間中である5月に借入れを行うのが通常となっております。

また、一方工事費につきましては、工事が完成しますと支払いを行いますので、3月もしくは4月に支払いが集中することとなります。そのため、5月に地方債の借入れを行うまでの間につきましては資金がないことから、金融機関からの一時借入金により対応するのが通常であります。しかしながら、現在基金の利息よりも、一時借入金の借入れ利率のほうが高い状況にあります。そのため、金融機関に利息を支払い、一時借入れを行うのではなくて、基金から歳計現金に振り替えて、つまり基金から一時借りて、借用するような形をして運用しております。

令和2年度におきましては、認定こども園の建設などがございまして、5月に地方債として約13億円借入れを行っております。そのため、そのつなぎの資金として例月出納検査の基金集計表にも記載されているとおり、4月末現在において財政調整基金から約7億

1,500万円を歳計現金に振り替えて運用しているというものでございまして、年度の途中においても資金が不足する場合には、先ほど申し上げたとおり一時借入れの利息よりも基金の利息のほうが低い状況でありますので、財政的なことを考えたときには、負担の少ない基金から借りる、そういった流用する方向のほうがよろしいということで行っているものでございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 言われることは分かるのですが、ただこのように基金から繰入れ、振替しているということを毎回やっていると、本当に今言われるように基金が現在39億円ありますよと言っても、実際幾らあるのか、本当に分からないような状態になってくると思うのです。今後9月にも令和2年度の決算審議あると思います。その辺でもまた十分審議したいと思いますが、この39億円という金額、今年度の予算に対しても、繰入金が5億円ぐらい出ているということで、この辺基金がだんだん、だんだん減っていくのではないかと考えられます。その辺について。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございまして、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度の収支の中でどうしても地方債の入ってくるタイミングが遅いので、それで一旦借りているというものでございますので、最終的には先ほど町長答弁申し上げましたとおり、全会計の基金残高、令和2年度末では約39億2,400万円になるものでございますので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

それと、基金の状況でございまして、令和2年度におきましても当初予算編成時には財政調整基金は3億9,300万円繰り入れるという予算を計上してございました。コロナの影響などにより事業が中止になったこともあるかとは思いますが、最終的には6,000万円の繰入れと8,300万円の積立てというところを行っておりまして、財政調整基金につきましても前年度より2,300万円増額となっております。このように、結果として基金は減らなかった、そういったような財政運営ができるように今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 令和2年度、普通交付税だとか特別交付税についても若干増額されてきたということもあると思うのです。それで、このように基金も余り減らないで来たのだなとは思いますが、今後この第4期まちづくり計画の中で基金の7年度末の中間値が22億5,300万円ということになっておりますが、令和12年度の最終年のところの基金残額は出ておりません。この辺、令和7年から12年までの5年間、どのように考えているのかお聞きしたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、確かに財政調整基金残高、その他複数会計基金残高については、令和7年度の間目標値と同額となっております。まちづくり計画の前期5か年では、実施計画の中で実施する事業について、事業費も含めまして計画を立てております。そのため、財政推計を行うことは可能でございますが、後期の5か年につきましては具体的な事業をどういったものに幾らかかる、こういったものの算出をまだしている状況ではございません。その状況の中で推計を作成することができないという状況になってございますので、令和7年度の間目標値、これを維持していくことを令和12年度の間目標値としたといったものでございますので、ご理解を願います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 今の答弁と申しますか、説明はちょっとおかしいなと思うのですが、令和7年が22億で、そのまま維持していくということですが、そんなことあり得るのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 そのようなことがあり得るかというお話でございますが、先ほど令和2年度の話でも申し上げましたが、当初3億9,300万円繰り入れる予定だったものが最終的には1,800万円増加となっているものでございますので、絶対にあり得ないということはないと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 それから、行財政健全化計画の作成については、今回はしないということでございます。町から出ているパンフレットの中、第4期まちづくり計画ですね、この中でも健全財政を維持していきますと。また、厳しい財政状況の中で効果的行政運営を進めていくため、事務の負担軽減と町内運営の効率化を図りますということで、この中で町民の視点に立った行財政運営を進め、町民サービスの向上を目指すということでございますが、これは文章ではこのように書いております。ただ、これは文章であって、どのようにやっていくのかということが一つも示されないということです。

2011年に町で行財政改革プラン2011がつくられております。やはり私はこの改革についてプランを作成するべきではないかとは思っております。作成しないということでございますから分かりましたけれども、ただこの2011の行財政改革プランの中で目標到達度がCとされているものがあります。その中で、行政改革推進委員会の中である程度内部で検討していくとか、そして本当はこの検討委員会を役場の中で立ち上げる予定だったけれども、できていないということをこの到達度Cの中で再三にわたって述べております。この辺は、もう本当に今第4期まちづくり計画を作成したからつくらなくていいのだということでやっているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 まちづくり計画に関わってという部分でございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、第4期まちづくり計画の中では、議員おっしゃったように基本施策の中で町内運営の効率化、合理化の推進ということを施策の一つとして掲げております。その中で、実際にそれを達成していくためにということで、成果指標をそれぞれ設けながらやっていくということでまちづくり計画は進めていくという考え方にのっとっているものでございます。

また、前行政改革プランのC項目の取扱いにつきましては、議員からも過去にご質問あったとおり、行政内部の中で共有しながらそれぞれの担当の中で処理していくということで整理をさせていただいております。今後の行革等の考え方につきましては、予算編成のときに事務精査ですとか各種行政サービスの調査などが行われておりますので、その中で意識して業務に当たっていただきたいということで考えております。常に無駄をなくすというところは把握するようにしております。そのような考え方にのっとり事務を進めておりますし、またまちづくり計画自体の評価につきましては、総合振興計画審議会の中で評価書もつけながらご意見いただいているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 行政改革推進委員会といっても、今開かれていないですよ、一切。ここもう2年、3年開かれていない。そのときには、意見をもらったというよりも、町のほうで内部検討しますということで終わらせているのです。ここにもそのときの推進委員会の資料を私も持っていますが、全て内部検討、そういうことで終わらせているのです。C項目は。そのほか、消費税が決まるまで待つてほしいとか、補助金の関係とか受益者負担の関係、これもう3年もたっていて、まだ何もやられていないということなのですが、それで行政改革の作成もしないということでは、やはり町民とある程度一体となってこの行財政改革を進めていくべきと私は思っておりますけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 先ほどから行財政改革についていろいろご質問いただいているところなのですが、先ほどこれまでの行政改革2011の関係で残った15項目の関係について、以前も一般質問の中でも安藤議員からご質問がありまして、私のほうからも答弁させていただいている部分なのですが、この項目につきましてはそれぞれいろんな項目があるわけなのですが、さらに検証が必要なもの、またその中で実施しない項目というのもありました。そういった分を整理させていただいて、安藤議員がおっしゃるとおり内部で引き続き協議をさせていただきますということで推進委員会の中でご了承を得た中でこれまで検討してまい

りました。

また、新しい組織ということなのですが、そういった組織はつくっておりませんけれども、以前にもご質問があったとおり、庁内には事務改善委員会という組織がございます。令和元年の10月にこの事務改善委員会のほうにまずこの役場の組織的なことについて見直しができるかということで効率的な行財政運営を行うために諮問を行っているところであります。このことに関しましては、元年の10月に諮問をして、翌年1月に具申をいただきまして、組織の中でいきますと新しくこども子育て支援課をつくって、課の再編というのをしています。これは、平成17年から約14年にわたって組織の再編を行っていなかったものですから、町民サービス向上ということも含めまして、こういった諮問をさせていただいて、具申もいただいています。

その後、令和2年度、引き続き事務改善委員会の中で行財政運営だけではなくて、町民サービスの向上等も含めながら組織の再編とか事務事業の見直し等を行っております。この中には、先ほどご指摘のありました15項目全てではございませんが、現在行っている事務の中で改善すべきものがあるのではないかとということで、今後5年間を見据えながら組織の係の統廃合とか、それから民間委託の推進とか、現在行っております指定管理者の関係とか、そういったものも含めて行財政運営と財政等に関して改めて具申をいただいております。その具申に従いまして、今後につきましては職員の人数配置も変わってまいりますけれども、そういった5年先をめどにしながら組織の再編とか係の統廃合をして事務改善に努めてまいりたいと考えているところでございますので、先ほどからの15項目に関しましてはそういった中で網羅しながら進めているということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 5年先をめどに今後やっていくと。そういうのんきなことではないのかなと私は思います。もう次の新年度予算、9月、10月ぐらいから始まっていくと思いますが、やはりそれまでの間にある程度今言われたようなことをやっていかないと、本当に5年たった後にもう底つきましたとか、そんなことにはならないように、やはり来年度の予算のことからやっていただければいいかなと私は思っていますけれども、その辺についてお伺いします。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 私のほうの説明が不十分だったかと思いますが、財政的なことに関しましては、先ほど総務課長が答弁した中でありますけれども、現在の基金の状況とか、令和2年度だけではなくて、ここ数年の状況を見ると、まちづくり計画の第4期が進む中で5年後までの今数値は出していますが、この中をきちんと維持していくことは可能であると判断しております。特に平成17年に豊頃町との合併が破綻した時期は、非常に厳しい時代が

ございました。私もそうですし、議員も当然ご経験されていると思います。職員の給与のカットとか、いろんな面で大変な財政状況でありました。それを克服して、現在は約40億弱の基金まで持ってこれました。この中で改めて財政計画をつくるのか、それともそういった経験を踏まえて日々の行政運営の中でしっかりやっていくのか。そういったところで現在はつくらなくても、これまでの経験、そして現在の状況を見ながらでいきますと、そこまではやらなくていいのではないかと。ただ、常に行政改革ということを念頭に置きながら日々の行政運営を行っていかねばならないと考えています。

それと、先ほど5年というのは、特に係の統廃合とか組織の関係ですね、今例えば一つの課で5係あるものを3つの係にするとか、それはそれぞれ職員の配置がございますので、採用する職員、それから定年退職を迎える職員、そういった中で5年間の中でそういった流れをつくりながら進めていきたいということでの5年でございますので、大変説明不足で申し訳ございませんが、そこのところをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 分かりました。

新聞にも皆さんも見たかと思います。行革に本腰を入れると。基金頼みから脱却するというので、3年で5億円削減目標ですよということ、十勝管内の町ではもうそのように進めていると。住民サービスについても議論したいということ、あと職員の定年退職者についても、今度新採用についてはその3分の2採用していくということ、職員定数など含めて進めている町があります。ほかに過疎法ですね、これも新聞に載っていたことです、道内ですけれども。その中で過疎債がなくなったときに、過疎法対象外はもう解消されたけれども、これも結局税収がこれからどんと出てくるわけでもないし、これで過疎対策法も10年続くということでございますが、その辺についてもやはりほかの町ではいろいろとそういうことで財政改革をやられているということでございますので、浦幌もその辺めげずにやっていただければと思います。

終わります。

○田村議長 これで安藤忠司議員の一般質問を終わります。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時29分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、1番、沼尾昌也議員の質問を許します。

1番、沼尾議員。

○沼尾議員 通告に従い、一般質問いたします。

携帯電話の電波が届かない地域の解消。昨今、第5世代移動通信システム（5G）が導入され、人々の生活の変化が期待されているところであるが、その一方でいまだ携帯電話の電波を受信できていない不感地帯というものが存在する。

携帯電話は、2000年に固定電話の契約数を上回り、今では生活になくなくてはならないものになり、災害時や緊急時では通信手段として重要な役割を担っている。

その携帯電話サービスが提供されていない不感地帯は、利便性だけではなく、防災の観点からも早急に解消していかなければならないと考える。

よって、以下の点について伺う。

1、把握している範囲内で、町内の携帯電話不感地帯となっている地区はどこか。

2、第4期まちづくり計画の中で、携帯電話不感地帯の戸数を令和7年度までにゼロとすることが記載されているが、現在の進捗状況は。

3、道路、山、畑等の不感地帯解消についてはどのように考えていくか。

○田村議長 答弁願います。

町長。

○水澤町長 沼尾議員のご質問にお答えします。

本町では、居住地域について、各携帯電話会社が示しているエリア図を基に、そのエリア図の範囲を超えている地域の受信状況を確認する方法で携帯電話不感地帯を把握しており、これら不感地帯の解消に向けては各携帯電話会社と情報共有し、かつ不感地帯解消に向けた基地局の整備について要請を行っているところです。

1点目の町内の携帯電話不感地帯となっている地域についてですが、近年町内の不感地帯において各携帯電話会社からの基地局整備が進んだため、現在は富川地区の仁生沢地域、福山地区の2地区が不感地帯として残っているところであります。

2点目の不感地帯の解消に向けた現在の進捗状況についてですが、不感地帯の2地区については、これまでも各携帯電話会社に対して基地局の整備について要請を行っており、引き続き不感地帯の解消に向けた要請を行っていくとともに、町が事業主体となった国庫補助金を活用した整備についても併せて検討しているところであります。

3点目の道路、山、畑等の不感地帯解消についての考えですが、町としましては居住地域の不感地帯の解消を重点的に進めているところでありますが、それ以外の不感地帯の解消については、状況に応じながら各携帯電話会社に要請してまいりたいと考えているところです。

以上、沼尾議員の答弁といたします。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 今ご答弁いただきましたが、まず本町では富川地区及び福山地区の2地区が
いまだ電波が入らない地域であり、現在携帯電話会社と情報共有しているということで
ございました。

まず、不感地帯の解消について、不感地帯の解消とはどのような状態のことか、この言
葉の定義をまず教えていただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

携帯電話の不感地帯の解消という部分でございますが、私ども不感地帯と認識しており
ますのは、北海道総合通信局が毎年行っております携帯電話エリア外調査というのがござ
いまして、NTTドコモ、au、ソフトバンク及び楽天モバイルによる携帯電話サービス
が全て利用できない地域のうちの居住地域と定義をされておまして、その地区を私ども
は不感地帯と認識をしております。

ですので、このいずれの携帯電話会社もつながらないところのいずれか1社でも携帯電
話がつながるようになれば不感地帯の解消と考えてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 分かりました。

ご答弁いただいたとおり、1社以上の電波ということになるとは思いますが、本町の残る
2地区の基地局の整備について、携帯電話会社、今ご答弁いただきました4社になります
が、どこの会社の基地局が整備されるかによって、不感地帯解消に至ってもその地域
の方が利用している携帯電話会社でなければ当然電波は受信しないわけです。その点につ
いて、携帯電話会社4社ありますが、どのように考えて基地局整備を要請していくのかお伺
いできればと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、利用している携帯会社によって、通信エリアというのが大幅
に違ってきているのは認識しております。そういう状況というのは、今の不感地帯だけ
ではなくて、町内全域どこでも同じような現象が起きていると思います。

町といたしましては、あくまでも居住地域の不感地帯を解消するということを目指して
いるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 2地区、富川地区、福山地区になりますが、そちらの地区の住んでおられる
方の携帯電話の会社、どのような会社使われているのかは把握されているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 不感地帯としては押さえてございますが、地区に住まわれている方がどちらの携帯電話会社を使われているかということは、承知しておりません。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 ぜひ、これから携帯電話会社に要請しながら基地局整備に努めていくということですが、どこの会社さんが基地局を整備されるかによって、そこに住まわれている方もいろいろ関係してくることでございますので、その点そこに居住されている方といろいろ情報共有をしながら進めていっていただきたいなと思っております。

2点目の質問について、1点確認としてお伺いしておきますが、2点目、先ほどご答弁いただいた中では引き続き不感地帯の解消に向けた要請を行っていくとともに、町が事業主体となった国庫補助金を活用した整備についても併せて検討しているということでしたが、現在はまだ基地局整備の見通しは立っていないということでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

都度、不感地帯の解消については携帯電話会社のほうに要請を行っておりますが、現在のところいずれの携帯電話、楽天モバイルのほうはまだ話をしておりませんが、それ以外の3社につきましては自社で設置するのがなかなか厳しいというお話をいただいております。現在携帯電話会社が独自に設置するということはなかなかいいお返事をいただけないというのが実態でございます。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 分かりました。

私もいろいろと調べてはみたのですが、この国の補助金を使って整備を携帯会社様にもお願いしても、それでも余り、実際はこの不感地帯解消、ほかの地域、北海道内でも進んでいないという状況であるという話を聞きました。昨年もこの国庫補助金、携帯電話等エリア整備事業というものを総務省が進めているみたいですが、北海道でも昨年1件しか、これは使われていないということで、いろいろ非常に大変な問題であります。粘り強く携帯電話会社とこの整備について要請を行っていただければと思います。

3点目の質問について、1点お伺いをいたします。居住地エリア外の箇所になりますけれども、交通量の多い道路ですとか畑、山等についてになります。最初にご答弁いただいたように、居住地域を重点的に進めていることについては承知をいたしました。そのほか、交通量の多い道路でも携帯電話会社によって受信する箇所、しない箇所がございます。定義上、1社以上でも電波があれば不感地帯ではないということですが、交通量の多い道路等はデータ等もしっかりと示しながら携帯会社に要請を行っていただきたいなと思っております。その点いかがお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃっているとおり、なかなか電波がつながりにくいというのは承知してございます。現在その3社によってかなりエリアがばらばらだということもありまして、町のほうではどこが電波が入りにくいのかとか、どこがつながらないかという情報は持ってございません。町長から答弁のとおり、居住地域の不感地帯を解消するというのを前提に進めてまいります、どこの地域にどのような需要があつて、携帯電話必要かという情報はなかなか私たちも持ち合わせておりませんので、過去にも各地域からこの辺りについてというお話があつた部分については、携帯電話会社のほうにお願いをしたり調査をしてもらつたりしたこともありますので、そういうような部分、状況に応じてにはなりますが、要請のほうの対応は行政としてはしていきたいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 今どこの地域でどこの携帯会社が使われているかの調査を行っていないというようなご答弁もありましたが、そういう調査を今後何か行っていくという考えは今のところありますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 どこにアンテナが立っているというような調査のは、正式ではありませんが、内部で進めたことはありますが、町全体の中でエリアを3携帯会社のそれぞれがどこまでというのは、人的にも物理的にも非常に難しいと思いますので、先ほど答弁させていただいたとおり、ここがこういう状況で必要だとか、行政としてもここはどうしても必要だよなというような部分が出ましたら、その部分については調査を進めながら要請していきたいと考えてございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾委員 災害の際の連絡手段ですとか、農業、農作業の際、また山等での森林での作業等、今後当然携帯の電波というのは必要になってきます。必ずこの携帯電話の不感地帯解消というのは町民の方の福祉向上につながると思いますので、携帯会社のこともありますので、大変難しい問題ですが、早急なエリア拡大に向けて引き続きご尽力していただけることを願って、この一般質問を終わらせていただきます。

○田村議長 沼尾議員、答弁はよろしいですか。

○沼尾委員 はい。

○田村議長 これで沼尾昌也議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

◎日程第3 議案第54号

○田村議長 日程第3、議案第54号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 議案書1ページを御覧願います。議案第54号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和3年6月2日提出、浦幌町長。

1、工事名、東山町団地既設改良住宅除却工事。概要につきましては、東山町団地の昭和49年及び昭和50年建設の4棟16戸、簡易耐火構造2階建てでありまして、令和3年度から令和6年度まで14棟56戸を解体するものであります。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、6,567万円。

4、契約の相手方、十勝郡浦幌町字合流133、株式会社北原建設代表取締役、北原晃夫。

5、工期、令和3年9月30日。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第55号

○田村議長 日程第4、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 追加議案書の2ページを御覧願います。議案第55号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月2日提出、浦幌町長。

- 1、取得する財産、トラクター1台。
- 2、概要、115馬力以上、フロントローダー、バケット、ロールフォークほか一式。
- 3、取得価格、877万8,000円。
- 4、契約の方法、指名競争入札。
- 5、契約の相手方、河西郡芽室町東芽室基線5番地3、エム・エス・ケー農業機械株式会社十勝支社、支社長木村正寿。
- 6、納期、令和3年12月24日。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第56号

○田村議長 日程第5、議案第56号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 補正予算書1ページを御覧願います。あわせて、説明資料1ページをお開き願います。議案第56号 令和3年度浦幌町一般会計補正予算。

令和3年度浦幌町の一般会計補正予算(第4回)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ67億6,205万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出、浦幌町長。

次のページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正並びに3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1の総括につきましては説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。2、歳入、18款繰入金、2項1目基金繰入金57万5,000円を追加し、5億1,491万6,000円、内容につきましては財政調整基金繰入金を追加するものでございます。

3、歳出、9款1項消防費、2目非常備消防費57万5,000円を追加し、4,124万3,000円、内容につきましては第1分団配備の消防車両に積載しております小型動力ポンプの修繕に要する費用を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。明日から6月10日までの2日間、議事の都合により休会とし、6月11日午前10時から本会議を開くことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から6月10日までの2日間、議事の都合により休会とし、6月11日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時53分